

第 10 章 景観重要公共施設の整備に関する事項 及び占用等の許可の基準

1. 景観重要公共施設の基本的事項

(1) 景観重要公共施設の基本的な考え方

道路、河川、公園等の公共施設は、地域における景観の骨格をなし、地域らしさを表す重要な要素であり、その周辺の土地利用と調和した整備、占用等を行うことにより、良好な景観形成の推進につながります。

このため、景観形成上、特に重要な公共施設のうち、公共施設管理者との協議を行い、同意を得られたものについて、景観重要公共施設の指定を行い、良好な景観形成に向けた整備に関する事項及び占用等の許可の基準を定めることで、重点的な景観形成に取り組みます。

(2) 景観重要公共施設に関する基本方針

景観重要公共施設に関する基本方針は以下のとおりです。

分類	景観重要公共施設の基本方針
道路	<ul style="list-style-type: none"> 歩行者等の安全性と快適性を重視した仕上げとする。 うるおいのある景観を形成するため、街路樹や植栽帯を整備し、道路管理者がその適正な維持・管理を図る。 道路の付属物を設ける場合は、華美なデザインを避ける。 歩道の仕上げや道路の付属物は沿道の建築物等が映えるような色彩とする。 特に景観上重要な路線や区間は、無電柱化について関係機関と協議する。 みどり・田園景観区域における主要幹線道路等については、周辺の良好な自然景観に配慮したものとなるように努める。
河川	<ul style="list-style-type: none"> 治水上支障のない範囲内において、周辺の景観との調和に配慮するとともに、親水性についても考慮し、親しみやすい川辺の景観形成に努める。 樋門の色彩、意匠等は、周辺の景観との調和に配慮する。
公園	<ul style="list-style-type: none"> 自然、歴史、文化等の地域の特性を活かした特色ある公園づくりに努める。 園路、広場、遊戯施設、休養施設等に使用する材料は、できる限り自然の材料の活用を図るものとし、形態、色彩及び意匠についても周辺の景観との調和に配慮する。 公園内に設ける建築物等の形態、色彩及び意匠は、地域特性を活かした特色あるものとし、周辺の景観との調和に配慮する。 かき及び柵の材料については、できる限り生け垣や自然の素材等を用いるものとし、必要に応じて隣地との連続性に配慮した位置及び意匠とするように努める。 公園の植栽に当たっては、できる限り既存の樹木の保存に努め、周辺の景観との調和を図るよう樹種の選定等に配慮する。

2. 景観重要公共施設の指定

次の公共施設を景観重要公共施設に指定します。

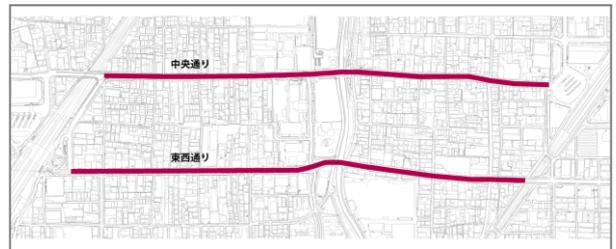
景観重要道路：＜東西軸（中央通り及び東西通り）＞

名称（愛称）	区間（起点～終点）
中央通り	別院町4番 ～ 駅前一丁目1番
東西通り	西中条町2番 ～ 別院町7番

東西軸は、JR 茨木駅や阪急茨木市駅、文化・子育て複合施設「おにクル」などの賑わいの拠点をつなぐメインストリートです。

延長約 1.3km ある2つの通りは、それぞれ「商業地としての賑わい」と「うるおいある緑」といった特徴があり、歩行者、自転車など日々多くの人が行き交う空間となっています。

本市のメインストリートとして、歩いて楽しく滞在や活動をしたくなるような魅力的な景観形成を図っていきます。



3. 景観重要公共施設の整備に関する事項

景観重要公共施設として指定した公共施設の整備にあたって、景観上配慮すべき事項について、次のとおり定めます。

景観重要道路：＜東西軸（中央通り及び東西通り）＞

【整備の方針】

- ・（中央通り）人々の活動や交流に配慮した親しみやすい道路空間の形成に努めます。
- ・（東西通り）うるおいと落ち着きある雰囲気形成するにふさわしい、洗練された道路空間の形成に努めます。

【整備に関する事項】

- ・道路の付属物（防護柵、街路灯、標識、その他工作物）は集約化に努めるとともに、周辺の景観と調和した統一感のある色彩やデザインとします。
- ・誰もが安心して通行できる歩行空間のユニバーサルデザインに努めます。
- ・良好な景観の形成やゆとりある空間の創出のため無電柱化を推進します。
- ・舗装や街路樹等の道路の付属物は維持管理のしやすさに配慮しつつ、良好な景観の維持に努めます。

※適用除外項目

- ①法令等の規定により整備するもの
- ②安全上又は緊急上やむを得ないもの
- ③日常管理又は部分補修に関するもの
- ④地中への埋設その他の周辺の景観に影響を与えないもの
- ⑤その他市長が認めるもの

4. 景観重要公共施設の占用等の許可の基準

景観重要公共施設として指定した公共施設における占用等の許可の基準について、次のとおり定めます。

景観重要道路：＜東西軸（中央通り及び東西通り）＞

【許可の対象】

バス停留所や電線共同溝地上機器等の工作物（道路法第32条第1項又は第3項）

【許可の基準】

バス停留所の上屋、電線共同溝地上機器等は周辺の景観と調和した統一感のある色彩やデザインとします。

※適用除外項目

- ①法令等の規定により設置するもの
- ②安全上又は緊急上やむを得ないもの
- ③地中への埋設その他の周辺の景観に影響を与えないもの
- ④工事や催物等のために一時的に設置するもの
- ⑤新たに景観重要公共施設を指定する景観計画の変更の施行日において当該指定内で既に受けている占用等の許可の更新を行うもの（施行日前の外観から変更が行われていないものに限る。）
- ⑥その他市長が認めるもの